

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）変更点（抜粋版）

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）	変更点	旧競技規則記載条項																																																						
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第15条 【行射と運行の方法】</p> <p>1) 行射方法は、競技の要領で行う。（要領は別表15条①②P-12～15）</p> <p>2) 行射の順序は、個人競技および団体競技とも、射場ごとに1番から順序に従って行う。</p> <p>3) 行射の1回の射数は、2射（一手）または4射（二手あるいは四つ矢）とし、大会要項に明記する。</p> <p>4) 一手を持って行射するときは、取矢を行う。</p> <p>5) 射場内には、射位、本座および立の位置を明示する。</p> <p>6) <u>四つ矢のさばき方（坐射）は、弓道教本にある要領を原則とし、簡易法でもよい。（方法は別紙15条③ P-15）</u></p> <p>7) 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）が破損した場合は交換することができる。ただし替弓具が準備してある場合に限る。</p> <p>8) 射場に入場後、原則として矢返しはできない。</p> <p>9) 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。</p>	<p style="text-align: center;">補 足 説 明</p> <p>15</p> <p>* 諸事情やむを得ず運行方法を変更する場合は、競技委員長が競技開始前に宣言しなければならない。 競技途中で変更する場合は、公正公平を基に選手の了解を得て、競技委員長がその旨、宣言する。</p> <p>* 一つの競技場を2または3あるいはそれ以上に分割して使用する場合は、第一射場、第二射場または第三射場などとして行う。たとえば、第二射場の1番の選手が第一射場の1番の選手より先に射離しても差し支えない。</p> <p>* 行射は甲矢、乙矢と、2本の矢をもって一手としており、2射が1単位である。競技の進行上1回の射数は4射（二手）とすることもあるが、決して3射とか5射とかにはしない。</p> <p>* 射詰競射・遠近競射では、1射単位で行射をするが、これは本条における1回の射数とはいわない。</p> <p>* 事情により取矢が出来ない場合は、所定の届け出を出さなければならない。</p> <p>* 弦切れ時の弦、管割れた矢は、替弦・替矢と交換することができる。</p> <p>* 弓は、弦切れ時および矢番え完了以前は、替弓と交換することができる。</p>	<p>・ 四つ矢のさばき方（坐者）について、簡易法でもよいことを記載。</p> <p>第12条 第15条 第27条 第40条 第50条 第56条</p>																																																						
<p>第16条 【制限時間】</p> <p>1) 団体競技は、行射制限時間を設定することができる。</p> <p style="text-align: center;">[標準の行射制限時間]</p> <table border="1" data-bbox="192 940 905 1117"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>各自 4射</th> <th>各自 2射</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3人</td> <td>坐射</td> <td><u>7分30秒以内</u></td> <td><u>4分30秒以内</u></td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td><u>6分30秒以内</u></td> <td>4分以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5人</td> <td>坐射</td> <td>10分以内</td> <td><u>6分以内</u></td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td><u>9分30秒以内</u></td> <td><u>5分30秒以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 制限時間の計時は、進行委員の「始め」の合図により開始する。</p> <p>3) 制限時間30秒前に<u>予鈴（1音）</u>、制限時間超過時に<u>本鈴（2音）</u>で合図する。 (1) 本鈴と同時に射離した矢は無効とする。 (2) 制限時間超過後に射離した矢は無効、残った矢は失権とする。</p> <p>4) 射場審判委員から行射停止指示が出た場合は、制限時間の規定を適用しない。</p> <p>5) 自団体内に起因する事故（弦切れ処理など）の場合は、制限時間内で行う。</p>			各自 4射	各自 2射	3人	坐射	<u>7分30秒以内</u>	<u>4分30秒以内</u>	立射	<u>6分30秒以内</u>	4分以内	5人	坐射	10分以内	<u>6分以内</u>	立射	<u>9分30秒以内</u>	<u>5分30秒以内</u>	<p>16</p> <p>* 団体競技においては、競技の運営上、制限時間を設定することができる。</p> <p>* 制限時間が設定されている場合は、行射の順序を崩さない限り間合を詰めてもよい。</p>	<p>・ 行射制限時間の変更。</p> <p>(変更前)</p> <table border="1" data-bbox="1958 913 2656 1081"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>各自 4射</th> <th>各自 2射</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3人</td> <td>坐射</td> <td>7分以内</td> <td>4分以内</td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td>6分以内</td> <td>4分以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5人</td> <td>坐射</td> <td>10分以内</td> <td>7分以内</td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td>9分以内</td> <td>6分以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="1958 1176 2656 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>各自 4射</th> <th>各自 2射</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3人</td> <td>坐射</td> <td><u>7分30秒以内</u></td> <td><u>4分30秒以内</u></td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td><u>6分30秒以内</u></td> <td>4分以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5人</td> <td>坐射</td> <td>10分以内</td> <td><u>6分以内</u></td> </tr> <tr> <td>立射</td> <td><u>9分30秒以内</u></td> <td><u>5分30秒以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 予鈴は1音、本鈴を2音とすることを記載。 ・ 本鈴と同時に射離した矢は無効となることを記載。</p> <p>第16条</p>			各自 4射	各自 2射	3人	坐射	7分以内	4分以内	立射	6分以内	4分以内	5人	坐射	10分以内	7分以内	立射	9分以内	6分以内			各自 4射	各自 2射	3人	坐射	<u>7分30秒以内</u>	<u>4分30秒以内</u>	立射	<u>6分30秒以内</u>	4分以内	5人	坐射	10分以内	<u>6分以内</u>	立射	<u>9分30秒以内</u>	<u>5分30秒以内</u>
		各自 4射	各自 2射																																																					
3人	坐射	<u>7分30秒以内</u>	<u>4分30秒以内</u>																																																					
	立射	<u>6分30秒以内</u>	4分以内																																																					
5人	坐射	10分以内	<u>6分以内</u>																																																					
	立射	<u>9分30秒以内</u>	<u>5分30秒以内</u>																																																					
		各自 4射	各自 2射																																																					
3人	坐射	7分以内	4分以内																																																					
	立射	6分以内	4分以内																																																					
5人	坐射	10分以内	7分以内																																																					
	立射	9分以内	6分以内																																																					
		各自 4射	各自 2射																																																					
3人	坐射	<u>7分30秒以内</u>	<u>4分30秒以内</u>																																																					
	立射	<u>6分30秒以内</u>	4分以内																																																					
5人	坐射	10分以内	<u>6分以内</u>																																																					
	立射	<u>9分30秒以内</u>	<u>5分30秒以内</u>																																																					

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）	変更点	旧競技規則 記載条項	
<p>第20条 〔弓具の規定〕 使用する弓具は、伝統的な形状のものでかつ危険を及ぼす恐れのないものとする。 （別紙20条 P-16 伝統的な弓具図解概要参照）</p> <p>(1)弓は、日本弓（和弓）とし、次の要件を満たすこと。 (ア) 長さは、221cm（7尺3寸）を標準とし、若干の長短は認める。 (イ) 握りは、本弭から約3分の1の辺りにある。 (ウ) 矢摺籐の長さは、籐頭より6cm以上とする。 (エ) 照準のための装置や、矢摺籐に作為的な目印がない。 <u>(オ) 材質は、竹・木または新素材（グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。</u></p> <p>(2)矢は、次の要件を満たすこと。 <u>(ア) 長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。</u> (イ) 筈の太さは、直径6mm以上とする。 <u>(ウ) 筈の材質は、竹または新素材（アルミ、グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。</u> <u>(エ) 羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別がある。</u> (オ) 羽丈（羽根の長さ）は、<u>近的競技は13cm～15cm、遠的競技は9cm～15cmとする。</u> (カ) 羽山（羽根の高さ）は、5mm以上とする。 (キ) 本矧、末矧および筈巻がある。 (ク) 筈は、埋込式で筈溝がある。 <u>(ケ) 筈は、筈溝以外の機能（蛍光、発光など）を有しない。</u> (コ) 板付はかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。 (ク) 引込位置などを示す目印や類似のことがない。</p> <p><u>(3)弦は、次の要件を満たすこと。</u> <u>(ア) 撚って一本になっている。</u> <u>(イ) 材質は、麻または新素材などでもよい。</u></p> <p>(4) 弾（ゆがけ）は、次の要件を満たすこと。 (ア) 行射では、必ず右手に弾を着用する。 (イ) 三つ弾、四つ弾あるいは諸弾のいずれかを使用する。 <u>(ウ) 控、帽子および弦枕がある。</u> <u>(エ) 材質は鹿革とする。</u></p> <p><u>(5)補助具など</u> <u>伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他の物を付けてはならない。</u></p>	<p>20 * 弓具については使用目的や利用者の体格や技量などによって様々な種類があり、適切な選択が望ましく、競技の種別によっては大会要項で規定されることもある。新素材の弓具の使用は許容されるが、特に弓、筈、羽根、弦、弾の色彩については、武道の精神に鑑み、伝統的な色・柄が望ましく、けばけばしくないものとする。 * 競技には日本弓を使い、洋弓を使用しないことを規定したものである。日本弓の標準的長さは221cm（並寸）で、現在は6cm～18cm伸などがあり、また逆に3cm～12cm詰などがあるので、長短を認めることとした。日本弓の特徴は長弓であるとともに、握りの位置は、中心から下で全長の約3分の1の辺にある。したがって「約」として規定した。籐の節は目印と見做さない。ただし作為的に籐の節が目印となるような巻き方をしてはならない。 * 日本弓に洋弓の特殊な形態をした羽根の矢、羽丈の短いもの、羽山の低すぎるものなど、伝統的な形態を損なっているものや鳥以外の材質のものは使用しない。「鳥獣保護に関する法律」を順守し、不法捕獲による鳥の羽根は使用を禁止する。 * 中仕掛けに付ける伝統的な「探り（露）」は目印と見做さない。 * 「諸弾・角入り三本弾」は、控があるものと見做す。中学生・高校生など初心者については「柔帽子、和帽子」の使用を認める。ただし習熟するに依りできるだけ早い機会に弦枕のある弾を使用することが望ましい。 * 伝統的な押手補助具としては、押手弾（拇指、人差指の2本指と拇指のみの1本指）がある。</p> <p>(H26.4.24 補足) * 矢筈に関し、「筈巻き付被せ式筈」の使用は認める。ただし伝統的な形状でありかつ危険を及ぼす恐れがないことに十分注意すること。</p>	<p>【弓の規定】 ・ 材質について新たに規定 「材質は、竹・木または新素材（グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。」</p> <p>【矢の規定】 ・ 矢の長さについて新たに規定し安全面に留意。 「長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。」 ・ 材質について新たに規定。 「筈の材質は、竹または新素材（アルミ、グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。」 ・ 甲矢、乙矢の区別があることを新たに規定。 「羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別がある。」 ・ 羽根の長さを、近的競技と遠的競技で別々に規定。 「近的競技は13cm～15cm、遠的競技は9cm～15cmとする。」 ・ 筈に蛍光、発光機能があるものは規定外となることを明記。 「筈は、筈溝以外の機能（蛍光、発光など）を有しない。」 ・ 「筈巻き付被せ式筈」の使用は認める</p> <p>【弦の規定】 ・ 弦の規定を追加。 「(3)弦は、次の要件を満たすこと。 (ア) 撚って一本になっている。 (イ) 材質は、麻または新素材などでもよい。」</p> <p>【弾（ゆがけ）の規定】 ・ 控、帽子および弦枕があることが追記。 ・ 材質についてあらたに規定。 「材質は鹿革とする。」</p> <p>【補助具の規定】 ・ 補助具について新たに規定。 「伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他の物を付けてはならない。」</p>	第23条
<p>第21条 〔服装の規定〕 1) 競技の服装は、弓道衣〔筒袖、袴および白足袋〕または和服〔着物、袴および白足袋〕とする。 ただし競技によっては、大会要項で服装を規定できる。</p> <p>2) 下記の大会については男子女子ともに弓道衣〔白筒袖、黒袴および白足袋〕とする。 (1) 全日本男子弓道選手権大会 (2) 全日本女子弓道選手権大会 (3) 全日本弓道遠的選手権大会 (4) 全日本勤労者弓道選手権大会 (5) 国民体育大会弓道競技会</p> <p>3) <u>弓道衣にマーク（氏名、チーム名、クラブ名および学校名など）を付ける場合は、筒袖および袴それぞれ1か所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。</u></p>	<p>21 * 服装の色合いについては、第21条2)と特に大会要項で定める場合を除き定めない。 * 筒袖の袖の長さは、肘程度が望ましい。 * 弓道衣下の下着は、無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない。 * 初心者は、運動服着用を認めるが、前ボタン・前チャックの物は避けること。 * 袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。行燈袴は好ましくない。袴の裾は、足踏の姿勢で床面に着かないことが望ましい。 * 国民体育大会少年種別の紺袴は大会要項により認める。 * 弓道衣に会社の宣伝効果をねらった必要以上の大きさのマークをつけることは好ましくない。 しかし、チーム名をつけることは逆に進行状況がわかり、ゼッケン替りになることもあり、また、選手は愛社心も出てくるので推奨したい。</p>	<p>・ 弓道衣にマークを付ける際の規定を追加。 「弓道衣にマーク（氏名、チーム名、クラブ名および学校名など）を付ける場合は、筒袖および袴それぞれ1か所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。」</p>	第24条

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）	変更点	旧競技規則 記載条項
<p style="text-align: center;">第 2 章 近 的 競 技</p> <p>第24条 〔近的・的の設置〕 1) 射場の床面と的場の塚敷とは、原則として同じ高さとする。 2) 的の中心は、塚敷より 27cm の高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように、侯串などによって設置する。 3) <u>的を5度の傾斜面に直接設置できるようにしたウレタン・畳などの塚を使用してもよい。</u> 4) 的の中心は、立位置の間隔と同じとする。</p>	<p>24 <u>*侯串は2本以上使用することが望ましい。</u></p>	<p>・ウレタン・畳などを塚として使用できることを記載。</p>
<p>第25条 〔近的・的中の判定〕 「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。 矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。 (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。 (ア) 矢が、的枠の内側からの枠の外側に射ぬいた場合。 (イ) 矢が、的枠の合せ目または的枠にとどまった場合。 (ウ) 矢が、あたり矢に継矢となった場合。 (エ) はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。 (オ) 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。 (カ) 的枠内にとどまっている矢の一部が、塚敷に接触している場合。 (2) 「はずれ」は矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。 ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。 (ア) 矢が、的枠の外側からの枠の内側に射ぬいた場合。 (イ) 矢が、侯串と的枠の間にとどまった場合。 (ウ) あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。 (エ) 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。 (オ) 掃きあたりの場合。 <u>(カ) 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。</u></p>	<p>25 *的前審判委員は、矢の状態に応じて「あたり」「はずれ」を判定する。 *「あたり」「はずれ」が疑わしい場合、その判定は的前審判委員複数が立ち会い、○×の表示盤により速かに表示する。 *的中判定前に的設置の不備・強風などでの的が転んだ場合は、その状況を判断して、有効・無効・再行射が必要かどうかを判定する。</p>	<p>・幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合、はずれとなることを記載。</p>

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）		変更点	旧競技規則 記載条項
<p>第27条 〔近的・的中制の順位〕</p> <p>1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。</p> <p>2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>A. 射詰競射の場合</p> <p>(ア) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径24cmの星的を使用することができる。</p> <p>(イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。</p> <p>B. 遠近競射の場合</p> <p>(ア) 順位は、矢所よりの面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。</p> <p>(イ) 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。</p> <p><u>(ウ) 塚に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。</u></p> <p><u>(エ) 塚に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。</u></p> <p><u>(オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、塚に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)</u></p> <p>(カ) 順位は、複数の前審判委員で判定する。</p> <p>(キ) 直径36cmの霰的を使用し、1つの的に対して同じ立位置から1射行射する。</p> <p><u>(ク) 該当者が6名以上の場合は、複数の的で行ってもよい。</u></p> <p><u>(ケ) 複数の的を使用した場合は、測定具などを使う。</u></p> <p>(2) 団体競技</p> <p>(ア) 一本競射（各自1射）を行い、総的中数の多い方を上位とする。</p> <p>(イ) 1回の競射で順位が決らない場合は、順位が決定するまで繰り返す。</p> <p>3) 同中競射は、替矢から行うことができる。</p>	<p>27</p> <p>* 個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。</p> <p>* 射詰競射において勝敗決定に時間がかかると思われる場合は、的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ大会要項に明記しておくか、競技委員長が宣言しなければならない。</p> <p>* 矢所とは矢の最初の着点をいう。</p> <p>* 遠近競射において、あたって矢については問題はないが、はずれた矢はの表面の延長線上の距離を測る。</p> <p>* 的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。</p> <p>* 判定できない場合は再度競射を行う。</p>	<p>【射詰競射の判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>【遠近競射の判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掃き矢の判定について詳細に記載。 <ul style="list-style-type: none"> (ウ) 塚に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。 (エ) 塚に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。 ・ 矢の判定を記載。 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、塚に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位) ・ 複数の的で実施できることを記載。 <ul style="list-style-type: none"> (ク) 該当者が6名以上の場合は、複数の的で行ってもよい。 (ケ) 複数の的を使用した場合は、測定具などを使う。 	<p>第32条 第33条</p>
<p>第28条 〔近的・採点制の的〕</p> <p><u>採点制による場合は、直径36cmの霰的を使用する。</u></p>	<p>28</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点制に使用する的をあらたに規定。 「直径36cmの霰的を使用する。」 	<p>—</p>
<p>第3章 遠 的 競 技</p>			
<p>第30条 〔遠的競技の規定〕</p> <p>1) 遠的競技の射距離は、60mとする。</p> <p>2) 遠的競技は、1射場1つの的とし立射で行う。</p> <p>3) 1射場での行射は、5名以内とする。</p> <p>4) 本座から射位までの距離は、標準を1.1m（2歩）とする。</p> <p>5) <u>射位における立位置の間隔は、標準を1.6mとする。</u> ただし、標準間隔が確保できない場合は、大会要項に明記する。</p> <p>6) 複数射場になる場合、射場間の間隔は1.6m以上とする。</p>	<p>30</p> <p>* 数人の選手が遠距離にある同じ的を使用するため、的に対して射距離が不公平にならないよう5名を限度とした。</p> <p>* 的は、選手間中心になるように配置する。</p> <p>* 遠的競技では、1つの的に3～5人が行射するので、近的競技に比べて間隔を縮めた。</p> <p>* 競技によっては、運営上、選手間隔を狭くすることもできるが、必ず安全を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 射位間隔の変更。 1.3m→1.6mに変更。 	<p>第10条 第11条 第38条 第39条</p>

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）	変更点	旧競技規則 記載条項
<p>第33条 〔遠的・的中の判定〕</p> <p>1) 「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。 矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。</p> <p>(1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。 (ア) 矢が、的を突き抜けた場合。 (イ) 矢が、あたり矢に継矢となった場合。 (ウ) はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。 (エ) 的枠内にとどまっている矢の一部が、地表面に接触している場合 (オ) 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。 (カ) 的枠の無い的で、矢が的の外周線にかかっている場合。</p> <p>(2) 「はずれ」は、矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。 (ア) あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。 (イ) 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。 (ウ) 掃きあたりの場合。 <u>(エ) 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。</u></p>	<p>33</p> <p>・幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合、はずれとなることを記載。</p>	<p>第49条</p>
<p>第35条 〔遠的・的中制の順位〕</p> <p>1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。 2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。</p> <p>(1) 個人競技</p> <p>A. 射詰競射の場合 (ア) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径79cmまたは直径50cmの震的を使用することができる。 (イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。</p> <p>B. 遠近競射の場合 (ア) 順位は、矢所よりの的面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。 (イ) 的受マット上にないはずれ矢は、順位判定が困難とし、再度競射を行うか同位とする。 <u>(ウ) 掃き矢は全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。</u> <u>(エ) 掃き矢線に届かなかった矢は、全体での最下位とし、複数の場合は飛距離で判定する。</u> <u>(オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、掃き矢線に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)</u> (カ) 直径100cmの震的を使用し、1つの的に対して同じ位置から1射行射する。 (キ) 順位は、複数の的前審判委員で判定する。</p> <p>(2) 団体競技 (ア) 一本競射（各自1射）を行い、総的中数の多い方を上位とする。 (イ) 1回の競射で順位が決らない場合は、順位が決定するまで繰り返す。</p> <p>3) 同中競射は、替矢から行うことができる。</p>	<p>35</p> <p>*個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。 *射詰競射において勝敗決定に時間がかかると思われる場合は、的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ大会要項に明記しておくか、競技委員長が宣言しなければならない。 *遠近競射において、あたった矢については問題はないが、はずれた矢は的表面の延長線上の距離を測る。 *的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。</p> <p>図5 遠的掃き矢の判定</p>	<p>【射詰競射の判定】 ・特になし。</p> <p>【遠近競射の判定】 ・掃き矢、掃き矢線に届かなかった矢、矢の場合の判定を明確に記載。 (ウ) 掃き矢は全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。 (エ) 掃き矢線に届かなかった矢は、全体での最下位とし、複数の場合は飛距離で判定する。 (オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、掃き矢線に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)</p> <p>第45条 第46条</p>

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）		変更点	旧競技規則 記載条項
<p>第36条 〔遠的・得点の判定〕</p> <p>1) 得点制における得点数値は、次の5区分とする。</p> <p>(A) 黄(金)色 10点 (B) 赤 色 9点 (C) 青 色 7点 (D) 黒 色 5点 (E) 白 色 3点</p> <p>2) 得点は矢のとどまっている位置とし、区分線に的中している場合は、高い方の得点とする。</p> <p>3) 的枠がない的で外周線にかかっている場合は、3点とする。</p> <p>4) <u>矢が的を突き抜けた場合は、7点とする。</u></p>	<p>36</p> <p>* 的は矢が突き抜けない材質のものとしているが、万一突き抜けた場合を考慮して得点を規定した。突き抜けた場合の得点の判定は困難なため、得点区分の中央値の7点とした。</p>	<p>・ 突き抜けた場合の得点の変更。 5点→7点に変更。</p>	<p>第47条</p>
第4章 禁止事項および罰則ほか			
<p>第39条 〔禁止事項〕39</p> <p>1) 次の事項は禁止とする。</p> <p>(1) 選手が射場において、口頭その他の方法で助言を求めたり、助言を与えられること。</p> <p>(2) 選手が、射場において不必要な声を発すること。</p> <p>(3) <u>相手の選手およびチームに対して妨害となる言動や行動をすること。</u></p> <p>(4) 選手が、本座または射位を離れること。</p> <p>(5) 進行委員および射場審判委員以外の者が射位の選手に近寄ること。</p> <p>(6) 矢返しをすること。</p> <p>2) ただし(4)(5)(6)については、射場審判委員の許可があれば許容される。</p>	<p>39</p> <p>* 射位の選手は独力で行射をしなければならない。したがって、選手が他者に助言を求めたり、他者が選手に助言や指示を与えてはならない。</p> <p>* 選手は、射場内で助言や激励の言葉を発してはならない。応援者といえども、選手が「会」になった場合は静粛にするマナーは持ってもらいたい。</p>	<p>・ 次の事項を追加。 (3)相手の選手およびチームに対して妨害となる言動や行動をすること。</p>	<p>第50条</p>
<p>第40条 〔無効〕</p> <p>射場審判委員は、次の矢は無効を宣言し、「はずれ」として処理する。</p> <p>(1) 矢番え完了（矢を番えた後、右手を腰にとった時点）後に、箭が弦から外れた場合。</p> <p>(2) <u>打起し開始後に、射直した場合。</u></p> <p>(3) 前の選手より先に射離した場合。ただし、射位において前の選手が持矢を棄権した場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 射場審判委員の指導にも関わらず、射位および立位置を著しくはずして行射した場合。</p> <p>(5) 過失により他の選手の行射を妨げたと射場審判委員が判断した場合。ただし、同一団体内の場合は適用しない。</p> <p>(6) 団体競技において、制限時間超過後に射離した場合。</p>	<p>40</p> <p>* ここで云う無効とは行射中の矢、および既に離された矢を対象とする。</p> <p>* 競技運営上、短時間で行射しなければならない場合は、大会要項で明記するか競技委員長があらかじめ行射の「順不同」は差し支えない旨を宣告する。</p> <p>* 個人競技において、行射後に必要以上に後退し跪坐するなど後ろの選手の矢をたたくことがある。また後ろの選手が前の選手の行射中に弓と弦の間に自分の弓が入ったり、体に弓が触れたりして前の選手の行射に影響が出たときは、過失であっても妨害となる。したがって、射場審判委員は当該選手の行射を停止させ無効とする。</p>	<p>・ 次の事項を追加。 (2) 打起し開始後に、射直した場合。</p>	<p>第16条 第51条</p>
<p>第41条 〔失権〕</p> <p>1) 射場審判委員は、次の場合に行射を停止または中止させ、それ以降の矢を失権とする。</p> <p>(1) 選手が制限時間を超過した後に、行射しようとした場合。</p> <p>(2) 射遅れの場合。ただし、当該の行射のみ権利を失う。</p> <p>(3) 第39条に定める禁止事項および大会要項に定める禁止事項に反した場合。</p> <p><u>(4) 的中判定に従わなかった場合。</u></p> <p>2) 弓具審判委員は、選手が第20条および第21条に違反した場合は、失権と判定し、審判委員長に報告する。ただし修正されればこの限りではない。</p>	<p>41</p> <p>* 射遅れとは所定の時刻・場所にいない場合をいう。</p>	<p>・ 次の事項を削除 過失により後の射手が前の射手の引分け、または離れの際、その中に弓を入れて妨害した場合。</p> <p>・ 次の事項を追加。 (4) 的中判定に従わなかった場合。</p>	<p>第16条 第20条 第52条</p>

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）		変更点	旧競技規則記載条項
<p>第42条 〔失 格〕 大会会長は、次の場合失格を宣言しなければならない。失格を宣言された選手あるいはチームは、競技に出場できない。</p> <p><u>(1) 大会申込書の内容が、大会要項に定められた資格要件を満たしていない場合。</u> <u>ただし修正されればこの限りではない。</u></p> <p><u>(2) 大会申込書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合。後日、虚偽の記載が判明した場合は、試合記録を抹消し、入賞している場合は該当賞状などを返還させ、その順位は空位とする。</u></p> <p>(3) 大会の品位を傷つける言動や行動を行い、審判委員の注意に対し、改めない場合。</p> <p>(4) 異議の上申後、その裁定に従わなかった場合。</p> <p>(5) 故意に他の選手の行射を妨害した場合。</p>	<p>42 *故意に他の選手の行射を妨害することは、競技以前の問題であり最も重い罰則を適用する。</p>	<p>• 次の事項を追加。 <u>(1) 大会申込書の内容が、大会要項に定められた資格要件を満たしていない場合。</u> <u>ただし修正されればこの限りではない。</u> <u>(2) 大会申込書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合。後日、虚偽の記載が判明した場合は、試合記録を抹消し、入賞している場合は該当賞状などを返還させ、その順位は空位とする。</u></p>	第53条
<p>第43条 〔異議の申立〕 1) 次の場合、個人競技にあっては本人、団体競技にあっては監督が審判委員あるいは進行委員に異議を申し立てることができる。</p> <p>(1) 行射を妨げられた場合。 <u>(2) 競技の運行および審判に異議がある場合。</u></p> <p>2) 申し立てに対して、審判委員および進行委員は直ちに処理する。</p>	<p>43 *打起しに入ろうとする際、他の選手により矢をたたかれれば行射に影響を及ぼす。また行射の途中において矢道に障害物があらわれると行射のテンポが狂う。この場合射場審判委員の指示により射直することができる。 *射直した場合は、妨害を受けた矢は当然行射しなかったものとして扱う。また射直のための矢返しは許容される。 *射場審判委員の指示がない場合は異議を申出ることができる。この異議に対しては射場審判委員は事情を適切に判断して、受諾または却下を判定しなければならない。 *的中判定などで異議の申立てができない場合は、大会要項に明示する。</p>	<p>• 異議の申し立てができる事項の追加。 <u>(2) 競技の運行および審判に異議がある場合。</u></p>	第54条
<p>第44条 〔異議の上申〕44 1) 前条の判定に不服がある場合は、選手または監督は運行委員長あるいは審判委員長に異議を上申することができる。</p> <p>2) 上申に対して、運行委員長あるいは審判委員長は最終判断を下して処理する。</p> <p>3) <u>選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。</u></p>	<p>44 *審判委員長は、異議の上申があった場合には、上申者と射場審判委員の意見をよく聞き、直ちに公正な判断を下さなければならない。 *異議の上申者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については立が替らないうちに行わなければならない。</p>	<p>• 「選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならないこと」を明記。</p>	第55条
<p>第45条 〔危険防止〕 1) 危険防止に関しては、役員および補助員が連携して万全の注意を払わなければならない。</p> <p><u>2) 選手および監督は、自ら危険防止に注意を払うとともに、役員および補助員の指示に従わなければならない。</u></p> <p>3) 射場審判委員は、危険と思われる行射があれば、選手に注意しなければならない。</p> <p>4) 的前審判委員は、的前および矢道において行射不可の場合には、赤旗（50cm角以上）を掲出させて安全を確保しなければならない。</p> <p><u>5) 選手は、行射中に的前で赤旗が掲出された場合には、安全かつ速やかに行射を中断しなければならない。</u></p> <p>6) 射場審判委員および進行委員は、赤旗の掲出中には、行射をさせてはならない。</p> <p>7) 的前審判委員および的前委員は、赤旗を掲出し安全を確認したうえで、的前および矢道に出ること。</p>	<p>45 *射場審判委員は、矢道にも注意し、障害が発生した場合は選手に指示をする。（的前審判委員と連携） *的前審判委員は、的前委員や補助員が赤旗の掲出なく塚に出る気配のある場合は制止する。 *的前委員は、赤旗の掲出に選手が気がついたか否かの様子を確認してから行動する。</p>	<p>• 次の選手および監督が守るべき事項を追加。 <u>2) 選手および監督は、自ら危険防止に注意を払うとともに、役員および補助員の指示に従わなければならない。</u> <u>5) 選手は、行射中に的前で赤旗が掲出された場合には、安全かつ速やかに行射を中断しなければならない。</u></p>	第57条
<p>第46条 〔雑 則〕 <u>1) 応援者および観客などが、競技運営（行射を含む）に支障をきたす言動や行動をした場合には、運行委員長が注意をし、改善がなければ退場を命ずることができる。</u></p> <p><u>2) 応援は、声援と拍手のみとする。</u></p> <p><u>3) 連続的な投光撮影は、主催者の許可を必要とする。</u></p> <p><u>4) ゼッケンあるいはチーム名などを付ける場合は、右腰前とし、その大きさは縦12cm、横18cm以内とする。</u></p>	<p>46 <u>*自然発生的な声援と拍手は許容されるが、競技に支障をきたさないよう節度ある応援が望ましい。</u></p>	<p>• 応援者に対する事項、投光撮影に関する事項、ゼッケンあるいはチーム名を付ける場合の事項をあらたに規定。</p>	—

弓道競技規則（平成26年4月1日改訂）		変更点	旧競技規則 記載条項
第47条【付 則】 1) この規則は平成26年4月1日より施行する。 2) 以下については公認審判員制度(仮称) 発足までは従来の方法による。 (1)第6条「審判委員の選任」 (2)第29条1)「採点基準」	47	—	—

●別紙記載箇所

弓道競技規則（平成 26 年 4 月 1 日改訂）		旧弓道競技規則	変更点												
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">別紙 15 条①</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">競技の要領（坐射）</div> <p style="text-align: center; color: red;">競技における行射の要領（一手・坐射・3人立の場合）</p> <p style="text-align: right; color: red;">（公財）全日本弓道連盟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 33%; text-align: center; color: red;">1 番</th> <th style="width: 33%; text-align: center; color: red;">2 番</th> <th style="width: 33%; text-align: center; color: red;">3 番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">甲 矢</td> <td>間をおかず行射する</td> <td>1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。</td> <td>2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">乙 矢</td> <td>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。</td> <td>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。</td> <td>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">（平成 26 年 4 月 1 日施行）</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ1番は礼、2番以降は揖（二息）をする。 2. 本座に進み跪坐し、揃って揖（三息）を行い射位に進む。 *前立がいる場合は、3番の甲矢の弦音で入場し、本座で跪坐して待つ。 *最後の弦音で揃って揖を行い、弓倒しで立ち、選手が後退し右に1歩踏み出すとき、射位に進む。 *進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。 3. 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て、矢を番える。 4. 射終われば1番より順次、退場する。 5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。 6. 行射の前後の動作は、間延びしないこと。 7. 4射（二手）および4人立の場合も上記に準じて行射する。 8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。 			1 番	2 番	3 番	甲 矢	間をおかず行射する	1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	乙 矢	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。	記載なし。	・3人立ち坐射の間合いを明記。
	1 番	2 番	3 番												
甲 矢	間をおかず行射する	1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。												
乙 矢	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。												

弓道競技規則（平成 26 年 4 月 1 日改訂）						旧弓道競技規則						変更点
競技における行射の要領（一手・坐射・5人立の場合） （公財）全日本弓道連盟						競技における行射の要領（5人立の場合） （財）全日本弓道連盟						<ul style="list-style-type: none"> ・立つタイミングの変更となっている。 ・入場のタイミングのが「3番の乙矢の弦音」から「2番の乙矢の弦音に変更された。
	1番	2番	3番	4番	5番		1番	2番	3番	4番	5番	
甲矢	間をおかず行射する	1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	<u>2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。</u>	<u>3番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。</u>	<u>4番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。</u>	間をおかず行射する	1番の「胴造り」の終わる頃立つ。	1番の「打起し」で立つ。	2番の「打起し」で立つ。	3番の「打起し」で立つ。	4番の「打起し」で立つ。	
乙矢	<u>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。</u>	<u>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。</u>	<u>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。</u>	<u>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。</u>	<u>射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。</u>	3番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。	1番と同時に弓を立て矢を番えて待つ。	4番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。	5番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。	射終われば直ちに弓を立て矢を番えて立つ。	射終われば直ちに弓を立て矢を番えて立つ。	
	5番の「弦音」で、取懸け行射する。	1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番の「弦音」で、打起し行射する。	3番の「弦音」で、打起し行射する。	4番の「弦音」で、打起し行射する。	4番の弦音で立つ。	1番の「胴造り」の終わる頃立つ。	1番の「打起し」で立つ。	2番の「打起し」で立つ。	3番の「打起し」で立つ。	4番の「打起し」で立つ。	
						5番の弦音で打起し、行射する。	1番の弦音で打起し、行射する。	2番の弦音で打起し、行射する。	3番の弦音で打起し、行射する。	4番の弦音で打起し、行射する。	5番の弦音で打起し、行射する。	
(平成 26 年 4 月 1 日施行)						(平成 12 年 4 月 1 日施行)						
(注) 1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1番は礼、2番以降は揖（二息）をする。 2. 本座に進み跪坐し、揃って揖（三息）を行い射位に進む。 <u>*前立がある場合は、2番の乙矢の弦音で入場し、本座で跪坐して待つ。</u> *最後の弦音で揃って揖を行い、弓倒しで立ち、選手が後退し右に1歩踏み出すとき、射位に進む。 *進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。 3. 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て、矢を番える。 4. 射終われば、1番より順次退場する。 5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。 6. 行射の前後の動作は、間延びしないこと。 7. 4射（二手）の場合も上記に準じて行射する。 8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。						(注) 1. 射場への入退場にあたっては、必ず上座に向かって順次、礼（揖）をする。 2. 本座に進み、跪坐しそろって揖を行い射位に進む。 3. 前立のある場合は、5番の乙矢の弦音でそろって揖を行い射位に進む。 4. 跪坐して弓を立て矢を番える。 5. 習いのごとく射終わったら1番より順次退場する。 6. 次の控えは、3番の乙矢の弦音で入場する。						

別紙 15 条② 競技の要領（立射）

競技における行射の要領（一手・立射・3人立の場合）

（公財）全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番
甲 矢	間をおかず行射する	1 番の「弦音」で、 打起し行射する	2 番の「弦音」で、 打起し行射する
乙 矢	射終われば、 矢を番えて待つ 。 3 番の「弦音」で、 取懸け行射する。	射終われば、 矢を番えて待つ 。 1 番の「弦音」で、 打起し行射する。	射終われば、 矢を番えて待つ 。 2 番の「弦音」で、 打起し行射する。

（平成 26 年 4 月 1 日施行）

（注）

1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1 番は礼、2 番以降は揖（二息）をする。
2. 本座に進み、立ったまま揃って揖（三息）を行い射位に進む。
- *前立がある場合は、3 番の甲矢の弦音で入場し、本座の 1 歩手前で立って待つ。（椅子の使用可）
- *最後の弦音で本座に進み、揃って揖を行い、選手が後退し右に 1 歩踏み出すとき 射位に進む。
- *最後の弦音で本座に進み進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。
3. 射位で脇正面に向きを変え、弓を起し、矢を番える。
4. 射終われば 1 番より順次退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。
6. 行射の前後動作は、間延びしないこと。
7. 4 射（二手）および 4 人立の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。

記載なし。

・ 3 人立ち立射の間合いを明記。

弓道競技規則（平成 26 年 4 月 1 日改訂）		旧弓道競技規則		変更点																									
<p>競技における行射の要領（一手・立射・5人立の場合）</p> <p style="text-align: center;">（公財）全日本弓道連盟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 番</th> <th>2 番</th> <th>3 番</th> <th>4 番</th> <th>5 番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢 甲</td> <td>間をおかず行射する</td> <td>1 番の「弦音」で、打起し行射する</td> <td>2 番の「弦音」で、打起し行射する</td> <td>3 番の「弦音」で、打起し行射する</td> <td>4 番の「弦音」で、打起し行射する</td> </tr> <tr> <td>乙 矢</td> <td>射終われば、矢を番えて待つ。</td> <td>射終われば、矢を番えて待つ。</td> <td>射終われば、矢を番えて待つ。</td> <td>射終われば、矢を番えて待つ。</td> <td>射終われば、矢を番えて待つ。</td> </tr> <tr> <td>矢</td> <td>5 番の「弦音」で、取懸け行射する。</td> <td>1 番の「弦音」で、打起し行射する。</td> <td>2 番の「弦音」で、打起し行射する。</td> <td>3 番の「弦音」で、打起し行射する。</td> <td>4 番の「弦音」で、打起し行射する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（平成 26 年 4 月 1 日施行）</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1 番は礼、2 番以降は揖（二息）をする。 2. 本座に進み、立ったまま揃って揖（三息）を行い射位に進む。 *前立がある場合は、2 番の乙矢の弦音で入場し、本座の 1 歩手前で立って待つ。（椅子の使用可） *最後の弦音で本座に進み、揃って揖を行い、選手が後退し右に 1 歩踏み出すとき射位に進む、 *最後の弦音で本座に進み進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。 3. 射位で脇正面に向きを変え、弓を起し、矢を番える。 4. 射終われば、1 番より順次退場する。 5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。 6. 行射の前後動作は、間延びしないこと。 7. 4 射（二手）の場合も上記に準じて行射する。 8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。 			1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	矢 甲	間をおかず行射する	1 番の「弦音」で、打起し行射する	2 番の「弦音」で、打起し行射する	3 番の「弦音」で、打起し行射する	4 番の「弦音」で、打起し行射する	乙 矢	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	矢	5 番の「弦音」で、取懸け行射する。	1 番の「弦音」で、打起し行射する。	2 番の「弦音」で、打起し行射する。	3 番の「弦音」で、打起し行射する。	4 番の「弦音」で、打起し行射する。	記載なし。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 人立ち立射の間合いを明記。 	
	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番																								
矢 甲	間をおかず行射する	1 番の「弦音」で、打起し行射する	2 番の「弦音」で、打起し行射する	3 番の「弦音」で、打起し行射する	4 番の「弦音」で、打起し行射する																								
乙 矢	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。	射終われば、矢を番えて待つ。																								
矢	5 番の「弦音」で、取懸け行射する。	1 番の「弦音」で、打起し行射する。	2 番の「弦音」で、打起し行射する。	3 番の「弦音」で、打起し行射する。	4 番の「弦音」で、打起し行射する。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">別紙 15 条③</td> <td>四つ矢のさばき方（坐射）簡易法</td> </tr> </table> <p>①脇正面に向きを変えると同時に弓を倒して（末弭を床につけ）、 矢の一手（2 本）を体の前方（板付が中央）に置く。 ②残りの一手（2 本）を持ったまま（射付節または板付）右手拳を腰の辺におく。 ③弓を矢の内側にして体の中央に立て、矢を番える。 ④次の一手は、矢を持ち（射付節または板付）右手拳を腰の辺にとる。 ⑤弓を体の中央に立て、矢を番える。</p>		別紙 15 条③	四つ矢のさばき方（坐射）簡易法	記載なし。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易法の方法を記載。 																							
別紙 15 条③	四つ矢のさばき方（坐射）簡易法																												